

teppay 加盟店規約

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「発行者」といいます。）が提供する teppay（第2条第1項第1号に定義します。）に関して、その加盟店（第2条第1項第2号に定義します。）と発行者等（株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）及び発行者の総称をいいます。）との間の権利義務その他の法律関係を定めるものです。
2. 本規約は、加盟店がその店頭において、会員（第2条第1項第3号に定義します。）との間で行うコード決済取引（第2条第1項第6号に定義します。）について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、インターネットによる販売、モバイルオーダー等、店頭におけるコード決済取引以外の態様の取引については適用されないものとします。
3. 加盟店になろうとする個人又は法人は、本規約の内容に同意のうえ、本規約に基づき加盟店契約締結申し込みを行うものとします。なお、発行者等は、本規約に付随して発行者等が定める細則、ガイドライン等（以下「本規約等」と総称します。）を制定する場合があります、本規約等が発行された場合は、加盟店は、本規約等も遵守するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約で使用する用語の解釈については、次の定義に従うこととします。

- (1) 「teppay」とは、所定のアプリ（以下「teppayを提供するアプリ」といいます。）上で発行者が提供する、サーバ上に金銭的価値を保有し、決済機能等を提供するサービス及び機能であり、会員が teppay 会員規約に基づき代表加盟店等との商品等の代金の決済を行うことのできるものをいいます。
- (2) 「加盟店」とは、本規約に基づき、当社との間で加盟店契約（以下「本契約」といいます。）が成立した法人若しくは個人等であって、teppay を利用した決済により、会員に商品等を提供するものであり、teppay 残高等払い（第8号に定義します。）と登録クレジットカード払い（第9号に定義します。）を行うものをいいます。なお、当社又は発行者が、teppay を利用した決済により、会員に商品等を提供する場合においては、当社又は発行者も加盟店にあたるものとみなします。
- (3) 「会員」とは、発行者が定める teppay 会員規約等に従って、加盟店における商品等の代金の支払いに teppay を利用する者をいいます。
- (4) 「商品等」とは、加盟店が販売又は提供する商品若しくは役務をいいます。
- (5) 「コード」とは、QRコード（QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です。）又はバーコード等決済のための情報であって、会員の利用するスマートフォン上に起動した teppay の画面（以下「teppay 画面」といいます。）上に表示するもの、又は本規約に基づくコード決済取引において加盟店が表示するものとして、発行者等が提供したものをいいます。
- (6) 「コード決済取引」とは、会員が提示したコードを加盟店が読み取り、又は加盟店

- が提示したコードを会員が読み取ることにより、会員と加盟店との間で商品等の取引代金の支払いを、金銭等に代えて、teppay 残高等払い又は登録クレジットカード払いにより行うことをいいます。なお、teppay 残高等払い又は登録クレジットカード払いのいずれの支払い方法によるかは、会員のアプリにおける設定によります。
- (7) 「teppay 残高等」とは、発行者が会員から対価を得て、会員に対して発行する金銭的価値（以下「teppay 残高」といいます。）及びその利用その他発行者所定の条件に従い会員に付与されるポイント（以下「teppay ポイント」といいます。）の総称をいいます。
- (8) 「teppay 残高等払い」とは、コード決済取引において、発行者より会員に発行された teppay 残高等を発行者のサーバーにおいて加盟店に移転し、その残高の範囲内で加盟店が提供する商品等の代金を支払うことをいいます。
- (9) 「登録クレジットカード払い」とは、コード決済取引において、加盟店が会員に対し teppay アカウントに登録したクレジットカード（以下「登録クレジットカード」といいます。）による信用販売（クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は役務提供をいう。）を行うことにより、加盟店が提供する商品等の代金の決済を行うことをいいます。なお、登録クレジットカード払いによる信用販売は1回払いのみとします。
- (10) 「コード読取機」とは、加盟店が、会員が提示するコードを読み取り、コード決済取引を行うために、加盟店に設置された機器のことをいいます。
- (11) 「加盟店標識等」とは、加盟店であることを会員に示すためのロゴ等のアクセプタンスマーク（標章）及びコード決済取引の利用を促すための宣伝広告物の総称をいいます。また、加盟店が会員に対して提示する方法によりコード決済取引を行うための加盟店の店頭に設置するコードも「加盟店標識等」に含みます。
- (12) 「加盟店ポータルサイト」とは、発行者等が加盟店へ提供する WEB サイトであって、加盟店の届出内容の確認、変更、売上代金の確認、発行者等からの通知確認等を行うためのものをいいます。
- (13) 「売上票」とは、加盟店がコード決済取引を行った場合に作成されるもので売上日時、金額、加盟店名、その他当社所定の内容が記載された書面又はデータをいいます。
- (14) 「立替払」とは、加盟店が会員に対するコード決済取引により取得した売上債権につき、会員からの委託に基づき、当社が会員に代わって、加盟店にその債権を支払うことをいいます。
- (15) 「手数料」とは、立替払いの対価として、当社が加盟店から受領する手数料（非課税）をいいます。

第3条（規約の変更）

1. 当社は、次の条件を充たし、かつ、必要があると判断した場合には、本規約を変更す

ることができるものとします。

(1) 変更の内容が加盟店の一般の利益に適合するとき

(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的なものであるとき

2. 当社は、前項により本規約を変更するときは、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生日を、加盟店ポータルサイト内の適宜の場所への掲示その他適切な方法により周知し、又は加盟店に通知するものとします。
3. 前項のほか、前項に定める周知又は通知が行われ、効力発生日が到来した後に、本規約の内容を変更できるものとし、加盟店はコード決済取引を行うことにより、承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって、本規約の変更が効力を生じるものとします。
4. 当社は、本規約の変更により加盟店に生じたすべての損害について、当社に故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。

第4条（加盟店契約）

1. 加盟店となることを希望する者（以下「新規加盟店希望者」といいます。）は、当社所定の方法により、本規約に同意の上で、当社に対し、当社所定の事項を提供して、本契約の締結の申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の申し込みに基づき、審査を行った上で、加盟店として承認するか否かを決定します。当社が承認した場合には、当社所定の方法により、その旨を新規加盟店希望者に通知するものとし、当該通知をもって、本契約が成立するものとします。
3. 当社は、申込を承認しなかった場合でも、新規加盟店希望者に対してその理由を開示せず、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務又は責任を負わないものとします。

第5条（変更の届出）

1. 加盟店は、第4条の申込時又は加盟店となった後に当社に届け出た事項（名称又は商号、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、取扱店舗情報、取扱商品等、金融機関口座、接続先ゲートウェイ、その他当社への届出内容）に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届出があった場合、当社は、第4条に準じて審査を行う場合があります。また、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、本規約に定める当社からの通知については、当社が届出を受けている事項への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があったときは、当社は加盟店に対し、届出にかかる変更の事実を証明する書類の提出又は提示を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
3. 届出がないために、当社が支払をした立替払金が延着し、若しくは着金しなかった場合には、通常着金すべきときに加盟店へ着金したものとみなすものとします。また、延

着又は未到着によって加盟店に生じた損害について、発行者等は一切の責を負いません。

第6条 （店舗）

1. 加盟店は、コード決済取引を利用する店舗、施設（以下「店舗等」という。）について、あらかじめ当社が指定する方法により届け出、当社の承認を得るものとします。店舗等の追加、取消しについても同様とします。なお、当社は加盟店に対し事前に書面による通知を行うことにより、承認した店舗等の全部又は一部の取消しを行うことができます。また、当社は加盟店に対し、必要に応じて店舗等及び商品等について報告を求めることができます。ものとします。
2. 加盟店は、前項の承認を得た店舗等において、会員からコード決済取引を求められた場合は、本規約を遵守し、当該店舗等についての前項の届出内容等でコード決済取引を行わなければならないものとします。

第7条 （電子メール等による通知）

1. 当社は、本規約で別に定める場合を除き、加盟店に対して行う各種通知を、加盟店があらかじめ当社に届出たメールアドレス宛に電子メール（以下「通知メール」といいます。）を送信することにより通知するものとします。
2. 前項に基づき送信された通知メールは、当社の電子計算機から発信された時点で到達したものとみなします。
3. 当社から送信された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、加盟店は直ちに当社に連絡するものとします。
4. 第1項にかかわらず、当社は、通知メール以外の方法（郵送又は加盟店ポータルサイト（以下「ポータル」といいます。）上で表示）により通知を行うことができます。ポータル上で表示することで通知を行う場合、当社がポータル上に表示した時点で、郵送の場合、当社が発送した時点で当該通知が完了したものとみなします。なお、郵送の場合、加盟店があらかじめ当社に届出た住所等へ送付を行うものとします。

第8条 （地位、権利、義務の譲渡禁止）

1. 加盟店は、本規約に基づき、発行者等に対して有する地位、権利又は発行者等に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、その他処分してはならないものとします。
2. 当社は、本規約上のすべての地位、権利、義務を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第9条 （業務の委託）

当社は、本規約に基づいて行う業務の全部又は一部を、加盟店の承諾を得ることなく

第三者に委託することができるものとします。

第10条（コード決済取引）

1. 加盟店は、会員が加盟店との商品等の取引にかかる決済において、コード決済取引の申し込みを行ったときは、当社所定の方法により、コード読取機を使用して会員が提示するコードを読み取り、又は、加盟店が提示するコードを会員に当社所定の方法読み取らせ、当該コード決済取引にかかる商品等の代金その他当社所定の情報を当社に送信し、当社の承認を得るものとします。
2. 加盟店は、当社が前項の承認をした場合に、コード決済取引を行うものとします。
3. 加盟店はコード決済取引にあたり、コード決済取引にかかる商品等の代金の金額について会員と相互に確認するものとします。また、通常1件の売上として処理されるべきものを金額の分割等により複数回に分けて行うことはできないものとします。ただし、正常な商習慣に基づき、売上代金額を分割することを禁止するものではありません。
4. 第1項の当社の承認は、コード決済取引を行った会員が当該取引にかかる契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。
5. 加盟店は、本条の規定に基づきコード決済取引を行った場合、当社の指示に従い、当社に対して当該決済にかかる売上票を提出するものとします。ただし、当社が承認する方法により、前項の決済の処理と同時に自動的に売上票の処理が行われる場合は、この限りではありません。なお、加盟店は、当社が別途売上票等の提出を求めたときは、速やかに提出するものとします。
6. 加盟店は、コード決済取引の対象となる取引や商品等につき、発行者等が制限を設ける場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
7. 当社は、会員が設定したコード決済取引における支払方法に応じて以下に掲げる場合、会員の一定期間におけるコード決済取引額が発行者の定める上限に達している場合、その他利用規約等に違反している等の理由により、第1項の承認をしない場合があることを、加盟店は、あらかじめ承諾するものとします。

（1）teppay 残高等払いによる場合

当該コード決済取引にかかる商品等の代金が当該会員の teppay 残高等を上回る場合

（2）登録クレジットカード払いによる場合

当該コード決済取引について、当該会員の登録クレジットカードにかかるクレジットカード会社から承認を得られない場合

第11条（登録クレジットカード払い）

1. 加盟店は、本契約の締結をもって、コード決済取引（会員が teppay アカウントにおいて登録クレジットカードによる支払いを設定している場合に限る。以下、本条において同じ。）における、登録クレジットカードによる信用販売を行うため、登録クレジットカードを発行するクレジットカード会社との間に当該登録クレジットカードにかかる本

契約関係が締結されることをあらかじめ同意するものとします。

2. 加盟店は、コード決済取引において加盟店が当社に届け出た情報や、その他提供した情報を、登録クレジットカードにかかるクレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

第 12 条（商品等の引渡し・保証）

1. 加盟店は、コード決済取引を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引渡し、又は提供するものとします。
2. 加盟店は、前項に基づき、コード決済取引を行ったときに直ちに商品等の引渡し又は提供を行わない場合には、会員に商品等の引渡し又は提供の時期等を通知するものとします。また、会員に引渡しをする商品等において、その引渡し、提供等を複数回又は継続的に行う場合には、その引渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により当社に申し出、当社の承認を得るものとします。
3. 加盟店は、コード決済取引を行った場合、遅滞なく、割賦販売法に定める情報提供を適切に行うものとします。ただし、当該コード決済取引が **teppay** 残高等払いであることを加盟店の責任のもと確認した場合はその限りではないものとします。
4. 当社は、コード決済取引について加盟店と会員との間で締結した売買契約等について、一切の関与をせず、責任を負わないこととします。
5. 加盟店は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、当社と会員その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
6. 前項にかかわらず当社は自ら会員その他の第三者との紛争を解決することができるものとし、加盟店にその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。
7. 当社が会員その他の第三者との紛争により損害を被った場合は、加盟店はその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第 13 条（立替払）

1. 当社は、加盟店がコード決済取引により取得した売上債権（会員への請求代金）につき、本条第 2 項に基づき、立替払契約が成立したものについて、会員からの委託に基づき、会員に代わって加盟店に対して、立替払により支払うものとします。
2. 前項の加盟店と当社との間の立替払契約は、当社が第 10 条に基づきコード決済取引を承認した日に成立して、その効力が発生します。

第 14 条（手数料及び支払い）

1. 加盟店は、当社に対して手数料を支払うものとします。加盟店が当社に支払う手数料の金額は、コード決済取引 1 件ごとの取引金額に、当社の定める手数料率を乗じ、1 円

未満を四捨五入した金額の合計額とします。

2. 当社の加盟店に対する前条の立替払金の支払いは、前項の手数料と相殺して行うものとし、下表<コード決済の締切日・支払日>の定めに従い、締切日までに当社に到着したコード決済取引の売上金額の総額より、前項の手数料を差し引いた金額（以下「精算金」という。）を、下表に定める支払日に、当社指定の金融機関口座から加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。

<コード決済の締切日・支払日>

- (1) 第4条の申込をWEB上で行った加盟店のコード決済

締切日	支払日
末日	翌月 15 日

※支払日が金融機関休業日の場合には、前営業日に振り込みます。

- (2) 第4条の申込を、WEBを除いた当社所定の方法で行った加盟店のコード決済

締切日	支払日
15 日	当月末日
末日	翌月 15 日

※支払日が金融機関休業日の場合には、前営業日に振り込みます。

3. 当社に加盟店に対する債権がある場合には、当社は前項により支払う精算金から当該債権の金額を差し引き、相殺できるものとします。また、加盟店から当社へ精算金以外の債権がある場合には、当社は前項により支払う精算金と合わせて支払うことができるものとします。
4. 前二項の加盟店への支払いが、加盟店が指定する口座に到着しない場合、又は延着した場合であって、当社に故意又は過失がある場合は、当社は支払日の翌日から完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
5. 当社は、金融情勢及び社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等を踏まえ当社が必要と認めた場合、当社が合理的と判断した範囲内において、手数料率を変更できるものとします。その場合、当社は加盟店に対し、30 日の予告期間において、変更後の手数料率を当社が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の手数料率が適用されるものとします。

第 15 条（売上債権にかかる特約）

1. 加盟店は、コード決済取引にかかる代金債権及び第 13 条に基づき取得した当社に対する立替払金の請求権を第三者に譲渡し、又は立て替えて支払わせてはならないものとします。
2. 加盟店は、本規約に別段の定めがある場合その他当社が別途認める場合を除き、会員

に対して商品等の代金を請求する権利を行使しないものとするほか、当社が立替払いにより取得した債権を回収するための必要な手続に協力するとともに、その履行に必要な一切の権限を当社に付与するものとします。

第 16 条（商品の所有権）

1. 加盟店が会員にコード決済取引（登録クレジットカード払いによる場合に限る。以下、本条において同じ。）により販売した商品の所有権は、当該取引にかかる当社と加盟店との間で第 13 条に基づく立替払契約が成立したときに当社に移転するものとします。ただし、本規約の定めに従って取消情報が当社に送付された場合、商品の所有権は、当該商品に代金にかかる立替払金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該立替払金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造されたコードの使用、コードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤ってコード決済取引を行った場合であっても、当社と加盟店との間に立替払契約が成立した場合には、コード決済取引により販売した商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。

第 17 条（支払停止の抗弁）

1. 会員がコード決済取引（登録クレジットカード払いによる場合に限る。以下、本条において同じ。）により購入した商品等に関する売上債権について、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当該登録クレジットカード払いにかかる登録クレジットカードを発行するクレジットカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の立替払金の支払いは以下のとおりとします。
 - （1）当該立替払金が支払い前の場合には、当社は当該立替払金の支払いを保留又は拒絶することができるものとします。
 - （2）当該立替払金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該立替払金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引くことができるものとします。
 - （3）当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 18 条（加盟店の義務、禁止行為、遵守事項等）

1. 加盟店は、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守して、コード決済取引を行うものとします。なお、関係諸法令を遵守するほか、クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に

向けたクレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合も、これに相当するものをいいます。)の趣旨を尊重するものとします。

2. 加盟店は、コード決済取引を求める会員について、コード読取機の故障等や電話回線障害等の場合にはコード決済取引を行わないものとします。また、その他やむを得ない事由のある場合を除き、正当な理由なくコード決済取引を拒絶し、又は現金払い若しくは他社の発行するクレジットカード等のその他の決済手段の利用を求めてはならないものとします。なお、加盟店は、会員に対し、手数料等の名目を問わず、現金払い又はその他の決済手段を利用する顧客と異なる代金を請求することや、本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
3. 加盟店は、コード決済取引により販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料(電子的データ、書類等)を自らの費用と責任において保管するものとし、当社が当該資料の提出を要望した場合、速やかにそれらを提出するものとします。
4. 加盟店は、以下に定める内容の取引に関して、コード決済取引を行わないものとします。
 - (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の法令において禁止された商品等の取引
 - (3) 特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
 - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (5) 当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (6) 会員が遵守すべき規約等に違反して行おうとする取引
 - (7) 会員又はその関係者が商品等を換金すること、又はその目的があることを知っているながら行う取引
 - (8) 第三者の権利(著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を含む。)を侵害する取引
 - (9) 加盟店、当社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、又は当社の信用が毀損されるおそれがあると、当社が判断する取引であって、当社が本契約締結時又は締結後に指定した取引、並びに当社が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引
 - (10) 社会通念上不適当と判断される取引又はその他当社が不適当と判断する取引
5. 当社が加盟店の取引が前項に該当する可能性があるとして判断した場合、その他当社がコード決済取引の適切性を維持するために必要と判断した場合には、加盟店は、当社の求めに応じて、第三者機関の評価(外部機関・業界団体による審査等)及び加盟店自身を取り扱う商品等のモニタリング等の有無について報告するものとします。
6. 加盟店は、商品等の販売又は提供を行うために行政機関からの許認可の取得、行政機関への登録又は届出等(以下「許認可取得等」という。)が必要な取引に関してコード決済取引を行おうとする場合には、許認可取得等を行っていることを証明する関連証書

類をあらかじめ当社に提出した上で、当該商品等を販売することについて、当社事前の承諾を得るものとします。また、加盟店は当該許認可若しくは登録を取り消され、又は停止されるなどした場合には、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品等のコード決済取引を行わないものとします。

7. 加盟店は、現金（外国通貨を含む。）、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券の売買等（電子マネー又はプリペイドカードのチャージ等を含む。）の代金の決済手段として、コード決済取引を行わないものとします。ただし、当社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。

8. 前各項のほか、加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。なお、加盟店が、会員又は第三者を利用して当該事項を行った場合も同様とします。

- (1) 法令又は本規約等に違反する行為
- (2) 商品等の売買又は役務の提供の実態がないにもかかわらず、コード決済取引を行う行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) マネー・ロンダリング、テロ資金供与等を目的とした行為
- (5) 会員が現金化を目的として商品・サービス等の購入等に teppay を利用することを知らながら、会員に teppay を利用させる行為
- (6) 当社に虚偽又は不正確な情報を提供する行為
- (7) 他の加盟店の加盟店資格を利用してコード決済取引を利用すること又は自らの加盟店資格を他の者に利用させる行為
- (8) 以下の事由を含む、発行者等のサービス（teppay に限られない。以下本号において同じ。）運営に支障を生じさせる行為
 - ① 事前の当社の書面による許可なく、発行者等のサービス外において、商業目的で、当社が提供する何らかのサービス、コンテンツ、情報、システム、機能、プログラム等の全部又は一部を利用すること
 - ② コンピュータウィルスの送信等、コンピュータの機器や通信回線、ソフトウェア等の機能に悪影響を及ぼすこと
 - ③ 発行者等が提供するサービスに接続されているサーバーやネットワークに対して悪影響を及ぼすこと
 - ④ 発行者等がサービスを提供する上で関係する何らかのシステムに対して、不正にアクセスすること
 - ⑤ 発行者等が提供する手段以外の方法により teppay にかかるサーバーにアクセスすること
 - ⑥ 発行者等のウェブサイトに関連するシステム、ソフトウェアのセキュリティホール、エラー、バグ等を利用した行為をすること
 - ⑦ 発行者等のウェブサイトに関連するシステム、ソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリング、逆アセンブル等の手法により解読する行為、これら

- を改ざん、修正等する行為及びこれらを複製、二次利用した行為をすること
- (9) teppay にかかるサービス及び本規約等に関する発行者等の指示に従わない行為
- (10) その他発行者等が不適切と判断する行為
9. 加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
- (1) 会員から商品等に関し、苦情又は相談を受けた場合
- (2) 加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
- (3) 会員又は関係省庁その他の行政機関等から法令に違反する取引である旨の指摘又は指導等を受けた場合
10. 加盟店は、当社から提供されている加盟店標識等、コード読取機等、及びそこに蓄積されているデータの破壊、分解、又は解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても、改変又は解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

第 19 条（取消等）

1. 加盟店は、加盟店と会員との間のコード決済取引が取消し又は解除となった場合、当社の指示に従って当該取引の取消し又は解除の手続を行うものとします。なお、かかる取消し又は解除は当該コード決済取引日から 90 日以内に行われた場合に限りします。
2. 前項の規定に基づいた取消等がされた場合、加盟店が既に当社から当該取引にかかる立替払金を受領している場合には、加盟店は、これを直ちに当社へ返還しなければならないものとします。なお、返還は、当該返還にかかる金額を、取消等が確定した日の翌日以降において当社が加盟店に対して支払う立替払金から控除する方法によることを、加盟店はあらかじめ同意するものとします。なお、取消等されたコード決済取引にかかる加盟店手数料については、収受しないものとします。
3. 本条第 1 項の場合、加盟店は、会員に対し当該取引にかかる商品等の代金の金額の現金による返金を行わないものとします。

第 20 条（立替払いの拒絶等）

1. 当社は、以下の事由が生じた場合、加盟店に対して立替払いを行わず、又は立替払金が支払済みである場合は、当該金額の返還を請求することができるものとします。なお、以下の各号該当性にかかる判断は当社の任意の判断によるものとし、また当社は、当該事由が発生した時点以降の立替払を一律に拒絶することができ、当該事由を生じたコード決済取引と同時期に処理される立替払金の全額について返還請求ができるものとする。
- (1) 代金債権にかかる売上票が正当なものでないこと、その他売上票の記載内容が不実不備であった場合（正当性に疑義がある場合を含む。）
- (2) 加盟店が本規約に定める手続によらずコード決済取引を行ったとき

- (3) 加盟店が第 22 条の定めに違反してコード決済取引を行ったとき
 - (4) 会員より自己の利用によるものではない旨の申出が当社に対してなされたとき
 - (5) 第 24 条に基づき行う調査に加盟店が合理的な理由なく協力しないとき、又は虚偽の報告等を行ったことが判明したとき
 - (6) 加盟店が会員との間の売買契約等に違反したとき
 - (7) 会員との紛議が解決されないとき
 - (8) 会員が紛議を理由として登録クレジットカードを発行するクレジットカード会社に対して支払いを拒否したとき
 - (9) 請求代金にかかる債権又は当社に対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき
 - (10) 登録クレジットカードを発行するクレジットカード会社が、正当な理由により当社からの請求代金債権の譲渡又は当社に対する立替払いにつき拒否し若しくは異議を唱えたとき
 - (11) 加盟店がコード決済取引（登録クレジットカード払いによる場合に限る。）を行った日から 2 か月を経過しても、当該コード決済取引に係る取引情報が当社に送付されなかったとき
 - (12) その他本規約に違反してコード決済取引が行われたことが判明したとき
2. 当社は、立替払の対象として確定した代金債権について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、第 24 条に基づく調査が完了するまで立替金の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。
3. 調査開始日から 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該代金債権を立替払の対象外とすることができるものとします。
4. 第 1 項各号又は前項のいずれかに該当し、立替払を行わないこととした場合、当社は加盟店に対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、当該債権につき、立替金が支払い済みの場合には、加盟店は、第 19 条第 2 項の定めに従い、当社に対して、当該立替金を返還するものとします。
5. 本条第 1 項に定める事由は、法令等の変更、コード決済取引にかかる標準的ルールの変更、犯罪の高度化及びそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、変更又は追加されることがあることを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

第 21 条（ポイント及びクーポンやキャンペーン等のプロモーション）

1. 加盟店は、発行者等が会員に対し、加盟店におけるコード決済取引に関連して、独自にポイントを付与することをあらかじめ同意するものとします。
2. 前項のほか、発行者等は、会員に対し、クーポンやキャンペーン等のプロモーションを実施することができるものとします。また、クーポンやキャンペーンのプロモーションにおける発行時期、実施期間、利用対象とする加盟店については、発行者等が任意に

設定できるものとします。

3. 加盟店は、当社所定の手続を行うことにより、クーポンの発行又はその他のキャンペーンの実施等のコード決済取引に関連したプロモーションを行うことができるものとします。当該プロモーションの実施にかかる費用の負担割合及び精算方法、クーポンの内容等については、加盟店と当社との間で別途定めるものとします。
4. 加盟店は、発行者等が会員に対して付与する teppay ポイントは、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、加盟店が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、teppay ポイントの付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（加盟店の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含みます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします（加盟店が teppay を利用して販売又は提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選又は総付景品施策との景品類の重複提供を含みます。）。
5. 加盟店は、プロモーションを実施する際に作成する媒体物等での案内、広告については、本規約の定め（加盟店標識等の使用、広告等）に基づき取扱うものとします。
6. 前各項にかかわらず、コード決済取引が取消又は解除となった場合は、当該コード決済取引により会員に付与されたポイント、クーポン等の付与も取消されることをあらかじめ承諾するものとします。

第 22 条（決済コードの不正利用等）

1. 加盟店は、コードが偽造・変造されていないこと、コードの第三者使用でないこと、コード決済取引の申込が異常に大量又は高価な取引である等の不審な点がないこと、その他不審な点がないことを確認した上で、コード決済取引を取扱うものとします。
2. 加盟店は、コードが、偽造若しくは変造されたものであることが判明した場合、明らかに偽造若しくは変造されたと判断できるコードその他有効性が明らかに疑わしいコードを提示された場合（登録クレジットカードが偽造又は変造されたクレジットカード若しくは第三者のクレジットカードであると疑うべき合理的な事情が存する場合を含む）、又はコードの第三者使用と疑うべき合理的な事情が存する場合には、コード決済取引を行わないものとし、当社の指定する方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該取引情報について当社の指示に従った取扱いを行うものとします。
3. 加盟店は、加盟店におけるコードの不正利用のおそれが高いと判断した場合及び合理的な必要性があると判断した場合、当社が当該加盟店におけるコード決済取引の取扱を直ちに（原則として事前通知を行うことによるが、やむを得ない場合には事後通知とする。）停止又は終了させることができることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 加盟店が第 1 項又は第 2 項に違反してコード決済取引を行った場合、当社は当該コード決済取引にかかる商品等代金の全額について、コード決済取引にかかる精算の対象と

しないものとするとともに、加盟店は、その一切の責任を負うものとします。

5. 加盟店は、当社が不正利用防止のための措置（リスク軽減措置を含む。）を講じることを要請した場合、直ちにこれを実施するものとします。
6. 加盟店は、当社が加盟店から第 24 条に基づき受領した情報を発行者に対して提供することに同意するものとします。

第 23 条（苦情対応等）

1. 加盟店は、コード決済取引を行った商品等に関し、苦情、問い合わせその他会員との間で生じた紛議等（以下「会員紛議」といいます。）に対しては、発行者等の責に帰すべき事由による場合を除き、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
2. 加盟店は、会員紛議の対処方法及び解決方法の決定において、当社の依頼があるときは事前に当社と協議のうえ対応にあたるものとし、その進捗状況を当社に連絡するものとします。また、加盟店は、会員紛議の解決にあたり、会員に対して、当社の許可なく本規約に定めるコード決済取引の取消し又は解除の手続によらずに商品等の代金を直接返金しないものとします。
3. 当社が会員等から加盟店における teppay の取扱い又は加盟店の取り扱う商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、発行者等の責に帰すべき事由による場合を除き、加盟店は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
4. 会員と発行者等との間に紛議が生じた場合、加盟店は、発行者等の求めに応じて、当該会員との取引の態様（当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容等）、その他発行者等が求める事項について速やかに報告するものとします。
5. 加盟店は、コード決済取引に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。
6. 加盟店は、当社が会員から加盟店におけるコード決済取引に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、当社が当該問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

第 24 条（調査協力、報告等）

1. 当社は、本規約若しくは法令の違反、データの不整合がある場合（疑いがある場合を含みます。）又は加盟店に関する苦情の発生状況、偽造や変造されたコード（登録クレジットカードとして偽造又は変造されたクレジットカード若しくは第三者のクレジットカードが登録されていた場合を含む）が加盟店で使用されるなどの不正利用が行われ、又はそのおそれがある場合、その他の事情に鑑み必要がある場合、加盟店に対し、調査、報告、資料の提出等を求めることができ、加盟店は、速やかにこれに応じ、協力するものとします。また、当社が法令等の要請に従い必要な調査を行い、当該調査に基づき必要な是正措置を講ずることがあり、加盟店はそれに従う義務があることを予め承認

するものとします。

2. 当社は、前項に基づく調査、報告、資料の提出等を踏まえ、加盟店に対し必要な指示を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。この場合、当社は、加盟店に対し、期間を定めて、是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。
3. 前二項のほか、加盟店は、当社が法令等の要請に従い必要な調査を行い、当該調査に基づき必要な是正措置を講ずることがあること、加盟店はこれらに応じ、従う義務があること、また、当該是正措置が完了するまでの間、当該加盟店におけるコード決済取引を禁止するとともに、当該加盟店に対するコード決済取引に係る精算を留保することができることを予め承諾するものとします。
4. 加盟店は、コード決済取引に関し、関係各省庁その他行政機関等から調査、報告、資料の提出等を求められた場合又は指摘若しくは指導があった場合、当社の指示に従い、調査、報告、資料の提出等を行い、また、当該指摘又は指導に従った措置をとるものとします。
5. 前各項の調査、報告、資料の提出にかかる費用は加盟店の負担とします。

第 25 条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、コード決済取引（付随する機能を含む。以下、本条において同じ。）の全部又は一部の提供を中止することがあります。
 - （1）地震・津波・台風・豪雨・豪雪その他の天災地変、政府又は政府機関の行為、労働争議、電気通信の中断・中止、戦争、内乱、暴動、感染症等の不可抗力により、teppay によるサービスの取扱いが困難であると発行者等が判断した場合
 - （2）コード決済取引を正常に提供するために必要なシステム（サーバー、通信回線、電源及びその他の設備並びにそれらを設置する建築物等を含む。以下「本システム」といいます。）の保守、点検又は工事等によりやむを得ないとき
 - （3）火災、停電、本システムの故障、障害その他の事由が生じたことによりコード決済取引を正常に提供できなくなったとき、又はそのおそれがあるとき
 - （4）その他発行者等が、コード決済取引の全部又は一部を中止することが望ましいと合理的に判断したとき
2. 発行者等は、前項に基づき コード決済取引の提供を中止されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. 発行者等は、第 1 項の規定により コード決済取引の全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 26 条（廃止等）

1. 発行者等の都合により、コード決済取引の全部又は一部を廃止することができるもの

とします。なお、コード決済取引の全部が廃止された場合は、本契約は当然に終了するものとします。

2. 発行者等は、前項の規定により、コード決済取引の全部又は一部を廃止するときは、加盟店に対し廃止する 90 日前までに当社所定の方法によりその旨を通知します。

第 27 条（加盟店標識等の使用、広告等）

1. 加盟店は、発行者等が指定した加盟店標識等を、当社の指示に従って掲示又は表示するものとします。なお、加盟店標識においては、会員から見やすい位置に掲示するものとします。
2. 加盟店は、発行者等から teppay の利用促進にかかる掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
3. 加盟店は、加盟店標識等を適切に管理するものとし、第三者による毀損、改ざん等がされないよう、善良なる管理者の注意をもって管理、保全に努めるものとし、本規約等に定める以外の用途に使用してはならないものとします。また、第三者に使用させてはならないものとします。
4. 加盟店は、コード決済取引が利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
 - （1）特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
 - （2）虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。
 - （3）本規約の規定により認められている場合及び当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、加盟店が販売又は提供する商品等について、発行者等の業務にかかる氏名、商号、商標、標章その他の商品又は営業に関する一切の表示及び発行者等が販売、提供又は保証しているかのような誤認、混同その他発行者等が何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。
 - （4）公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。
 - （5）公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - （6）公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的とした サイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - （7）違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - （8）会員に商品等の購入・利用の意思がないままコード決済取引をさせることにつながる表示をしてはならないこと。
5. 加盟店は、手段の如何を問わず、会員に対し、現金等を得る目的でコード決済取引を

利用することを勧奨し、又は第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第 28 条（権利帰属）

加盟店は、加盟店標識等、teppay のロゴ・商標、コード決済取引にかかる発行者等のシステムその他発行者等から貸与、提供又は使用許諾されるソフトウェア、物品等（これらに含まれる一切のプログラム、コンテンツ及び情報を含みますが、これらに限りません。）に関し、本規約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではありません。

第 29 条（加盟店情報の揭示）

1. 発行者等は、発行者等による teppay の利用促進を目的として、加盟店より届出を受けた加盟店情報（加盟店の店舗又はウェブサイトの名称、住所、URL、連絡先、販売又は提供商品の情報、加盟店のロゴや標識、その他発行者が指定する情報）を、発行者等又は発行者が指定する第三者が運営するサービスのウェブサイト又はアプリケーション、広告宣伝物上に掲載することができるものとし、加盟店はこれをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、発行者等の判断により掲載を中止する場合があることをあらかじめ承諾します。
2. 発行者等は、前項の目的のために加盟店に対して、加盟店のロゴ、標識等の提供を求めることができるものとし、提供を受けた加盟店のロゴ、標識等を前項に準じて取扱うものとします。

第 30 条（接続環境等）

1. 加盟店は、コード決済取引を行うために必要な、コンピュータ、スマートフォンその他の機器、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境、発行者等が提示する仕様による接続システム等（以下総称して「加盟店システム」といいます。）は、加盟店の費用と責任において準備し、それらを正常に稼働させるための保守運用及び不正アクセス等に対するサイバーセキュリティ対策等、適切な維持管理を行うものとします。また、加盟店システムの設置や操作等についても、加盟店の費用と責任で行うものとします。
2. 発行者等は、コード決済取引にかかる発行者等のシステム等が加盟店システムに適合することを保証するものではなく、加盟店システムに関し、一切関与せず、サポートも行いません。
3. 加盟店は、コード決済取引にかかるデータの通信に際し、種々のネットワークを経由する場合があることを理解し、接続しているネットワークや機器等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更される可能性があることを承諾した上で、コード決済取引を行うものとします。
4. 加盟店が行うコード決済取引に関連する手続は、当該手続に関するデータが、当社の指定する方法により当社のサーバーに到達した時点をもって有効に成立するものとします。

す。

第 31 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本規約のほか、当社のプライバシーポリシーに従って個人情報等を取り扱います。
・当社のプライバシーポリシーは [\[こちら\]](#)
2. 加盟店は、取得する個人情報等について、自己の費用及び責任でこれを適切に管理するものとします。

第 32 条（加盟店情報の取得及び利用等）

1. 加盟店は、当社が加盟店調査、及び審査、これに基づく措置の実施、本契約に基づく信用販売に関する業務、発行者の属する企業グループ（発行者及び同社の有価証券報告書等に記載されているグループ会社をいう。）の業務、発行者の属する企業グループの事業にかかる商品・サービス（以下「商品等」という。）の開発、並びに商品等の勧誘若しくは市場調査（以下併せて「市場調査等」という。）のために、加盟店（法人の場合には代表者を含む。以下併せて「加盟店等」という。）に係る以下の各号に掲げる情報（以下これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を当社が取得、保有及び利用するとともに、当社の属する企業グループの各社が行う市場調査等のために提供すること及び、これらの目的のために加盟店が加盟店情報を当社に提供することについて、承諾するものとします。なお、第 3 号においては、発行者と契約を締結し、会員から同意を得ている提携事業者にも情報を提供し、協同で利用促進施策の検討、実施をするものとします。
 - （1）加盟店等の氏名（商号）、住所（所在地）、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、法人番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店によるコード決済取引の開始に当たって取得した情報
 - （2）コード決済取引の利用の申込日、契約日、終了日その他契約に関する情報
 - （3）加盟店の名称等や販売形態、コード決済取引の取扱状況に関する情報
 - （4）加盟店のクレジットカード利用履歴
 - （5）加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
 - （6）公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報又は官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報
 - （7）公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店等に関する情報及び当該内容について当社が調査して得た内容
 - （8）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店等に関する信用情報
 - （9）会員から加盟店又はクレジットカード会社等に申出のあった苦情の内容及び当該

内容について、加盟店又はクレジットカード会社等が会員その他の関係者から収集した情報

- (10) 特定商取引法上の禁止行為の有無
- (11) 消費者契約法の違反行為の有無
- (12) 情報漏えい対策の実施状況
- (13) 第5条第1項に基づき届け出た事項
- (14) その他、当社の求める調査項目

第33条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）

1. 加盟店は、本契約に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社が加盟する加盟店情報交換センター（以下「センター」という。）に登録されること、並びにセンターに登録された情報（既に登録されている情報を含む。）が、次条に定めるとおり、加盟店に関する加盟入会審査及び本契約締結後の管理のため、当該センターの参加会員によって利用されることに同意するものとします。なお、当社が現時点で加盟するセンターは次条のとおりであり、その後、変更追加された場合には、当該変更追加内容を加盟店に通知又は当社が適当と認める方法で公表することにより、本規約におけるセンターとして追加変更されるものとします。
2. 加盟店は、当社の加盟するセンターに登録されている加盟店に関する情報を、当社が加盟入会審査及び本契約後の管理のために利用することについて同意するものとします。
3. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、当社の加盟するセンターを通じて、当該センターの参加会員に提供され、第1項記載の目的で利用されることに同意するものとします。
4. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、次条で定める共同利用の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社の加盟するセンターの参加会員相互によって共同利用されることに同意するものとします。

第34条（当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的について）

当社が加盟する加盟店情報交換センターは次のとおりとします。

名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル
電話	03-5643-0011（代表）
受付時間	月～金曜日 午前10時～午後5時（年末年始等を除きます）※詳細はお問い合わせください。

共同利用の 目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用される情報の 範囲	①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由 ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑥利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。） ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑧行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとし、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報 ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

共同利用の 範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター（JDM会員は一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。） http://www.j-credit.or.jp/
保有される 期間	登録日（上記③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間
共同利用責 任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター） 住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル 代表理事：松井 哲夫 電話番号：03-5643-0011（代表）

第35条（加盟店ポータルやID等の利用、管理等）

1. 加盟店は、加盟店ポータルサイトを利用することができるものとします。
2. 加盟店は、加盟店ポータルサイトを利用するに際し、当社から加盟店に対して交付するID及びパスワード（以下総称して、「ID等」といいます。）を、自己の費用と責任において厳重に管理し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
3. 加盟店によるID等の管理不備、使用上の過誤、第三者による不正使用等に起因して、加盟店又は会員その他の第三者が被った一切の損害の責任は加盟店が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加盟店は、ID等を第三者に知られた場合、又は第三者によって不正に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 加盟店はID等のうちパスワードを定期的に変更するものとします。なお、当該変更を怠ったことに起因して、加盟店又は会員その他の第三者に損害が発生したとしても、その損害の責任は加盟店が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 本契約が終了した場合、加盟店は加盟店ポータルを利用する権利も終了するものとします。

第36条（有効期間）

本契約の有効期間は1年間とします。ただし、加盟店又は当社より期間満了の3か月前までに、当社所定の方法による申出がないときは、本契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第37条（加盟店契約の解約）

1. 当社及び加盟店は、契約期間中であっても、当社所定の方法により、相手方に対して本契約の解約を希望する日の3か月前までに、申し入れを行うことにより、本契約を解約できるものとします。

2. 前条又は前項に基づき解約し、加盟店に損害等が生じた場合であっても、発行者等は、これを賠償する責任を負わないものとします。
3. 第1項に基づき本契約が解約された場合、当社は、本契約に基づき生じた加盟店の当社に対する債務のうち、指定する期日までに履行するものを指定できるものとします。

第38条（サービス停止、加盟店契約の解除）

1. 当社は、加盟店が以下の各号に定める事由に該当する場合又は該当すると当社が合理的な理由に基づき判断した場合、加盟店に対し催告することなく直ちに、コード決済取引の提供の停止、又は本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとし、当社は、その理由を説明する義務を負いません。
 - (1) 割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他の法令又は本契約に違反し、又はそのおそれがある場合
 - (2) 本規約の規定に違反し、若しくは当社に届け出た情報が虚偽又は不正確であった場合
 - (3) 本契約に基づき必要となる手続又は当社への連絡を行わなかった場合
 - (4) 加盟店が他の決済手段（クレジットカード、各種コード決済、電子マネー等を含みますが、これらに限られません。）も含めて決済手段を悪用していることが判明した場合
 - (5) 第三者の債権を取得して、又は第三者に代って当社に立替払請求をした場合
 - (6) 架空の売上に基づく立替払金の請求、その他加盟店が不正な行為を行った場合
 - (7) 商品等について、苦情が多発したとき
 - (8) 商品等について国、地方自治体又はそれに準ずる機関から当社に解約、変更その他の要請があったとき
 - (9) 監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (10) 6か月以上継続して、コード決済取引の利用の事実がないとき
 - (11) コード決済取引の対象商品等の確認の結果、商品等について当社が不相当と判断したとき
 - (12) 本規約に基づく当社からの立替払金の返還請求に応じない場合
 - (13) 第8条に違反し加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
 - (14) 社会通念上不相当と認められる態様においてコード決済取引を利用していると当社が判断したとき
 - (15) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
 - (16) 当社又は発行者に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - (17) 相当の期間を定めて前各号に該当する事由の是正・解消を求めた場合であって、当該期間内に当該事由が是正・解消されないとき
 - (18) 本規約又は加盟店と当社の間その他の契約上の債務の全部又は一部の履行を怠ったとき、履行困難と認めたとき、又は契約条項に違反したとき

- (19) その責めに帰すべき事由により当社に損害を与えたとき
 - (20) 差押、仮差押、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生、その他法的倒産手続開始の申立、私的整理手続の開始があったとき、又はそれらのおそれがあるとき
 - (21) 資本減少、事業の全部又は重要な一部の譲渡、事業の重要な一部の分割、廃止若しくは変更、又は合併によらずに解散したとき
 - (22) 手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき
 - (23) 加盟店が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）である場合（過去5年以内に反社会的勢力であった場合も含む。）
 - (24) 加盟店等が、反社会的勢力と以下のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (25) 加盟店又は第三者を利用して、当社の名誉や信用などを毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
 - (26) 加盟店又は第三者を利用して、当社の業務を妨害させた場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合
 - (27) 加盟店又は第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、暴力的行為又は、脅迫的言動を用いる等した場合
 - (28) 加盟店又は第三者をして、ことさらに自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (29) その他信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めたとき
 - (30) その他コード決済取引を継続できないと認められる相当の事由があるとき
2. 前項の規定は、加盟店の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）が前項第23号から第28号までの一に該当する場合についても適用する。ただし、加盟店の下請又は再委託先業者が前項第23号から第28号の一に該当することが契約後に判明し、加盟店が直ちに契約を解除し又は契約解除のための措置を採った場合は、この限りではないものとします。
3. 加盟店が第1項各号の一にでも該当する場合及び自らの下請又は再委託先業者（下請

又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。)が第1項第23号から第28号までの一に該当する場合は、加盟店は当社に対して負担する全ての債務(本契約による債務に限定されない。)につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払うものとします。

4. 加盟店は、加盟店が第1項各号の一に該当し、又は加盟店の下請又は再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。)が第1項第23号から第28号までの一に該当することにより本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する義務のないこととし、これを承諾するものとします。
5. 履行期限の到来、又は第3項に基づく期限の利益の喪失、その他の事由によって加盟店が当社に対して債務(本契約による債務に限定されない。)を履行しなければならない場合には、加盟店と当社の間他の取決めの如何にかかわらず、当社が加盟店に対し有する債権と当社が加盟店に対し負担する債務(本契約による債務に限定されない。)とを対当額において相殺できるものとします。
6. 加盟店が本条第1項各号のいずれかに該当した場合、又は該当する疑いがあると当社が認めた場合、当社は契約を解除するか否かにかかわらず、本契約に基づき当社が加盟店に対して支払うべき金銭等の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第39条(表明事項)

1. 加盟店は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 加盟店は、自らの役員(代表者、取締役若しくは経営に実質的に関与する者)が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
3. 加盟店は、自らが第38条第1項第23号から第38号までに掲げる行為を行わないことを確約する。
4. 加盟店は、自らの下請又は再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。)についても、前3項に定める内容を確約する。

第40条(加盟店契約終了時等の措置)

1. 当社と加盟店の間の本契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合であっても、契約終了の前に行われたコード決済取引は有効に存続するものとし、当該コード決済取引を本契約に従い取扱うものとします。ただし、別段の合意がある場合は、この限りではありません。
2. 当社と加盟店の間の本契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされる場合、加盟店は、直ちに、自己の費用と

責任によりすべての加盟店標識等を取りはずすとともに、広告媒体から加盟店であることを示すすべての記述、表記を取りやめる等、会員に対してコード決済取引が利用できなくなることに必要な周知を行う義務を負うものとします。

3. 前項のほか、発行者等から交付されていた取扱関係書類並びに印刷物（販売用具）の一切を速やかに当社に返却するものとします。また、端末については、端末の使用にかかる契約等の定めるところに従い必要な措置を行うものとします。

4. 本条第1項の場合において、本規約第13条から第17条、第19条、第20条、第22条から第24条、第31条から第34条、及び第42条から第50条は、引き続き有効なものとします。

第41条（契約不成立又は契約終了後の情報の利用）

1. 新規加盟店希望者による第4条第1項の申し込みに対して、当社が承諾しない場合であっても、承諾をしない理由の如何を問わず、当社は、本規約に定める目的に基づき、新規加盟店希望者の情報（第4条第1項の申し込みにかかる情報）を利用する場合があることを新規加盟店希望者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、本契約終了後又はコード決済取引の一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等又は当社が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第42条（損害賠償）

1. 加盟店は、本規約の違反、その他コード決済取引に関連して発行者等又は第三者（会員を含む。）に損害を及ぼした場合、発行者等又は第三者が被った一切の損害を賠償するものとします。
2. 加盟店は、加盟店の営業に関連して会員を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム等」といいます。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して発行者等が損害を被った場合には、そのすべての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、当社が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要したすべての費用（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。）は、加盟店が負担するものとします。

第43条（遅延損害金）

加盟店は、本契約に基づく債務の支払いを遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払いのあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

第44条（免責）

1. 発行者等は、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、本契約に基づく取扱いにより加盟店に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。発行者等が加盟店に対して損害賠償責任を負う場合においても、発行者等の責任は、発行者等の債務不履行又は不法行為により加盟店に生じた損害のうち、現実が発生した直接かつ通常の損害に限り、かつ、当該損害発生時から 12 か月以内に当該加盟店から当社が受領した手数料の累積総額を上限とします。
2. 発行者等は、teppay のサービス内容の変更、teppay の全部若しくは一部の廃止、又は本契約の解除等に伴い、加盟店が設置したコード読取機、加盟店標識等その他について変更の必要が生じ、又は使用できなくなったために加盟店に生じる費用負担又は損害について一切の責任を負わないものとします。

第 45 条（守秘義務）

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なくして、本契約の履行に関して知り得た発行者等の一切の情報、端末及び付帯設備の規格等事業に関する情報、会員の teppay に関する情報等（以下、これらを総称して「秘密情報」といいます。）を 善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとし、本契約履行の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 加盟店は、発行者等から提供を受けた秘密情報について、本契約の履行に必要な範囲内に限り、秘密情報を複製又は複写できるものとします。この場合、秘密情報の複製物又は複写物についても秘密情報と同様に取り扱うものとします。
3. 加盟店は事前に当社による書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を改変することはできないものとします。
4. 加盟店は、法令上秘密情報の開示が義務付けられ、又は裁判所、政府若しくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請を受けた場合には、法律上可能な限り、秘密情報を開示することを当社にあらかじめ通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
5. 加盟店は、本契約が終了した場合、当社が要求した場合、又は秘密情報が不要になった場合には、当社の指示に従い直ちに秘密情報を返却又は廃棄若しくは消去するものとします。なお、廃棄又は消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。

第 46 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、当該無効とされた以外の部分は、継続して有効に存続するものとします。この場合、当該無効とされた条項又はその一部は、有効とするために必要な範囲で修正され、その趣旨及び法律的・経済的に同等の効果が確保されるよう可能な限りで解釈されるものとします。

第 47 条（言語）

本規約は、日本語を正文とします。本規約につき、参考のために英語による翻訳文が作成された場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし英訳はいかなる効力も有しないものとします。

第 48 条（準拠法）

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとします。

第 49 条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 50 条（協議事項）

1. 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義を生じたときは、加盟店は当社に問い合わせ、その指示に従うものとします。
2. 前項により解決しない場合には、当社及び加盟店は信義誠実の原則に従って協議のうえ解決するものとします。

（2026 年 7 月 1 日版）